

議第二百二十八号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十二号とし、同条第八号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）」を「風適法」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号の次に次の三号を加える。

八 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。

九 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

ロ 店舗を設け、業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業

ハ 店舗を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業

ニ 店舗を設け、専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業

ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 客に接する業務に従事する者が、性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの

(2) 客に接する業務に従事する者が、青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの

(3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（店舗型有害役務提供営業又は風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ニ 専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

第十九条の次に次の六条を加える。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第十九条の二 店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 受付所（第二条第十号イからニまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあっては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

三 青少年を客とすること。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

第十九条の三 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に対し、有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二 青少年に対し、有害役務提供営業の客となるよう勧誘すること。

三 青少年に対し、有害役務提供営業の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「有害役務提供営業宣伝文書等」という。）を頒布すること。

四 有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

五 有害役務提供営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

六 有害役務提供営業宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止の掲示等)

第十九条の四 有害役務提供営業を営む者(受付所を設けないで無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。)は、営業所(受付所を設けて無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、受付所)の立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務提供営業の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- 一 店舗型有害役務提供営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
- 二 無店舗型有害役務提供営業 次に掲げる事項
 - イ 青少年が無店舗型有害役務提供営業の客となることを禁ずる旨
 - ロ 受付所を設ける場合にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

(有害役務提供営業に係る従業者名簿)

第十九条の五 有害役務提供営業を営む者は、営業所ごと(無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、事務所(事務所がない場合にあつては、当該営業を営む者の住居)に、従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

(有害役務提供営業を営む者に対する措置命令等)

第十九条の六 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務提供営業に関し、第十九条の二から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務提供営業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(聴聞の特例)

第十九条の七 知事は、前条第二項の規定により有害役務提供営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二

号) 第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第五十一条第二号において同じ。) の提供を求めてはならない。

第三十九条中「従業員」を「従業者」に改め、「(平成十一年法律第五十二号)」を削る。第四十条を次のように改める。

(準用)

第四十条 第十九条の七の規定は、前条の規定による命令について準用する。この場合において、第十九条の七中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

七 第十九条の六の規定により有害役務提供営業に関する違反行為の中止その他違反を是正するため必要な措置をとるべきこと又は有害役務提供営業の停止を命じようとするとき。

第四十五条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 有害役務提供営業を営む者

第四十五条第二項中「は、」の下に「第十九条の二から第十九条の六まで及び」を、「おいで、」の下に「有害役務提供営業を営む者及び」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の六第二項の規定による命令に従わなかった者

第五十条に次の一号を加える。

三 第十九条の二(第二項第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。)の規定に違反した者

第五十一条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第十九条の三(第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。)の規定に違反した者

二 第二十三条の二の規定に違反した者で次のいずれかに該当するもの(青少年を除く。)

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

第五十二条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第十九条の五の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若

しくは虚偽の記載をした者

第五十三条第五号中「同条第一項若しくは第二項」を「これら」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の四の規定に違反した者

第五十三条に次の一号を加える。

七 第四十五条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（有害役務提供営業を営む者又はその関係者に限る。）

第五十五条中「第二十三条」を「第十九条の二、第十九条の三、第二十三条又は第二十三条の二」に改め、「第四十八条」の下に、「第五十条第三号又は第五十一条第一号若しくは第二号」を加える。

第五十六条中「従業員」を「従業者」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する等のため、この条例を定めようとする。